

ニュースレター

令和8年1月発行
第43号

Newsletter



公益
社団
法人

広島県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
Victim Assistance Center of Hiroshima

広島被害者支援センター



〒730-0031 広島市中区紙屋町2丁目2-18 サンモール5F TEL082-245-6667/FAX082-245-6668
URL : <https://vac-hiroshima.org/>



公益社団法人
広島被害者支援
センター顧問
広島県警察本部長
森 本 敦 司

年頭のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

広島被害者支援センター並びにその運営を支えておられる会員及び関係者の皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、貴センターは、設立から一貫して犯罪の被害に遭われた方やその御家族、御遺族に寄り添い、要望に応じてきめ細やかな支援を提供しておられるほか、被害者支援の機運醸成に向けた広報啓発にも取り組まれるなど、県内の被害者支援施策推進に欠くことのできない存在となっておられます。

県警察としましては、事件事故の抑止と検挙に全力を尽くしているところですが、依然として凶悪事件や重大事故の根絶には至っておりません。犯罪被害に遭われた方々が社会の中で再び平穏な生活を営めるようになるためには、犯罪被害者等支援条例に基づく多機関連携体制を推進し、被害直後から支援を担う県警察はもとより、貴センターを始めとした関係機関等による中・長期的な途切れないと支援の提供が求められているところです。これからも引き続き警察活動への御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

貴センターの支援活動がますます充実したものとなり、当県における被害者支援の取組がより一層推進されますことを心から祈念いたしまして、新年のあいさつといたします。



公益社団法人
広島被害者支援
センター理事長
山 本 一 隆

年頭のご挨拶

明けましておめでとうございます。

平素より、広島被害者支援センターの事業運営を支えていただいているボランティア活動員の皆さま並びに関係各位におかれましては、令和8年の新春をお健やかに迎えられたこととお慶び申し上げます。

さて、昨年一年間、様々な出来事がありましたが、犯罪被害に関しては、匿名・流動型犯罪グループが関与する強盗等の凶悪な事件が相次いだほか、SNS型投資・ロマンス詐欺や特殊詐欺などが頻発し極めて厳しい情勢となりました。広島県内においても、令和7年1月から11月までに発生した特殊詐欺だけで被害総額は22億3千5百万円余りとなっており、一昨年の年間被害総額約11億7千万円を遥かに超えて過去最悪の状況です。

また、警察官や検察官を騙るなど詐欺の手口は一層巧妙化し、被害者にとって経済的な損失は言うまでもなく、信頼していた相手や社会への不信感が募るとともに、自己嫌悪に陥るなど精神的負担も大きく、心のケアと回復が課題となっています。

社会の変化とともに、今や自分や身近な人が犯罪に遭うかもしれない最も不安な場所は、「携帯電話・インターネット空間」といえるかもしれません。

今後、再発防止を図るために、怪しいメールや電話に応じない、安易に個人情報を漏らさないといった基本的な対策を徹底する一方、信頼できる友人や家族に相談したり、専門の相談窓口を利用して情報を収集するなど自らを守る行動が求められるのではないでしょうか。

このように犯罪被害はますます複雑化、多様化しています。こうした中、被害者支援センターの役割はさらに重要になってきており、新年を迎えて改めて心を新たにしているところです。

本年が皆さまにとって、平穏で良き年でありますよう心よりお祈り申し上げ、新年のご挨拶と致します。

令和7年度広島被害者支援センター 被害者支援講演会



当センター主催の令和7年度被害者支援講演会を、11月29日（土）に、広島弁護士会館で開催しました。

今回の講演は、犯罪被害者の遺族である清家政明（きよか・まさあき）さんに、「千鶴～犯罪被害者になる～」と題してお話しいただきました。清家さんの長女で薬剤師であった千鶴（ちづ）さんは、2011年3月12日に、京都市内の勤務先の調剤薬局で、同僚の男性に包丁で首や胸など身体の20か所以上を刺されて殺害されました。被害者の父である清家政明さんは被害者参加制度を利用し、裁判員裁判に参加されました。通常より長い精神鑑定を経たのち、裁判は迅速に進み、加害者を無期懲役とする判決により終了しました。

清家さんは、その後、徳島被害者支援センターの理事や犯罪被害者支援審議会委員として活動されています。犯罪被害者の遺族としての経験を踏まえ、被害者支援の大切さを説くとともに、そこにある課題についても述べられた内容を、以下にまとめました。

娘の千鶴は、徳島の実家を離れ、京都の大学を出て薬剤師になり、事件当時には36歳になっており、管理職という立場で何人かの薬剤師さんと従業員の管理を任されておりました。加害者の男性もその中の一人でした。職場であり、後ろを気にすることなく普段の業務を行っていて、突然襲われて防ぎようがなかったようです。午前2時になっても帰宅しないことに心配した夫が、薬局に行って、大量の血を流して倒れている娘を発見しました。千鶴という名前は、千年も長生きしてほしいという願いで付け、結婚まではできましたが、残念なことになってしましました。第一発見者であった夫は、事件後かなり苦しみ、実家のある奈良の被害者支援センターで3年間もカウンセリングを受けました。今は、再婚して子どもも生まれ、犯罪被害から何とか立ち直って生活を続けているので、私たちも安心しています。事件の日は、ちょうど東日本大震災の翌日で、メディアもすべてそちらを報道していて、京都で一人の女性が殺された事件は、裁判になるまでほとんど扱われず、いわゆるマスコミによる二次被害は受けていません。その点だけは私たちはプレッシャーを受けずに済みました。

そもそも犯罪被害者になったらどういうことをしないといけないか、どうできるのかということは当時としては全く分かっていませんでした。ずぶの素人でした。ただただ頭の中は真っ白で、自分の体がどうなっていくのかもわからない感じです。ですから帯状疱疹が出る人間もいましたし、情緒不安定となって心療内科に行く人間もいてカウンセリングを受けてどこが調子が悪いのかを専門家に判定していただいてそれなりの治療をしていただいたりとか、それは既に被害者支援に入っていることなのですが、当時としては、それはよくわからていませんでした。

3月に事件が起き、8月にやっと加害者の精神鑑定が終わって起訴が決まりました。起訴が決まれば、その



後は順々と、裁判の形式に則って手続きに入ります。その裁判も遺族だけでやってはだめで、ますどのようにして裁判を見るか聞くかという話を京都の犯罪被害者支援センターに行って、裁判とはそもそもどういうものであって、その被害者としてはどういうことをやったほうがいいか、そのためにはどういう方法があるのかということをいろいろと教えていただきました。その結果、被害者の方にも弁護士がつけられるとか、法廷の裁判官と傍聴席の間に被害者も入れるという被害者参加人という制度があって加害者に対して質問もできるという検討ができました。

実際の裁判は、加害者は裁判中ずっと、裁判長が何度も促しても黙秘しますというので、最初の取調べの聴取だけが判断の材料で、事件からちょうど1年後の3月13日から16日まで4日間という短い裁判で無期懲役の判決がでました。私たち遺族の方から陳述をさせていただいてどうにかして裁判員にこちらの辛さを訴えて、同調してそれではゆるいのじゃないか、みたいなことになれば、ひょっとしたら死刑判決が取れたのではないかと思いましたが、求刑が無期懲役で判決が無期懲役であれば、私たちの方からは上級の裁判所へ控訴することはできませんので、そこで終わりました。

裁判が終わるまで、いろいろな支援を受けました。まず、警察からは、被害者とはどんなものかということが分かるパンフレットを渡してもらいました。まだ捜査中の段階で、被害者の家族には何もわからない状況の中でした。次に、被害者支援をよく担当している弁護士さんを紹介してもらいました。双方の家族が2人ずつで合計4人の弁護士さんをお願いしました。弁護士費用については、民間の事件ですと着手料に加え経費と合わせ、今では一人50万円くらいかかるのですが、私たちの弁護士さんは好意で国選被害者参加弁護士の費用でやっていただき、大変助かりました。裁判などのために遺族5人が何度も地元の徳島から京都まで行き宿泊したのですが、交通費や宿泊費が相当かかりました。ただ、この度は、調剤薬局の先輩後輩の起こした事件ということで、会社にすべて負担していただき、これも大変助かりました。

被害者支援条例は全国で整備が進んでいますが、地方では制定が遅れています。被害者の経済的支援や精神的ケアの充実が課題であり、社会全体での支援体制の強化が必要です。給付金の支給や賠償金の迅速な受け取りも求められています。貯金が十分ある人ばかりではありません。一家の大黒柱を失うがあれば、子どもの教育費や、親の介護費用が不足します。全国犯罪被害者の会、通称「あすの会」がいろいろな活動をして陳情を行い、国会議員を動かし、法律を作ってもらい、それに合わせて国も施策を考えて、今の犯罪被害者支援ということができていますが、まだ不十分だということで、「新あすの会」を作って、犯罪被害（者）庁を作ろうという活動を始めています。また、死刑制度に関しては被害者遺族の間でも意見が分かれ、死刑廃止論に対しては強い反発もあります。

犯罪被害は突然起り、被害者や遺族の生活や精神に大きな影響を与えます。本人だけじゃなく、周りの人間も人生が変わってしまいます。本当に切羽詰った状態に追い込まれます。私もこれが3月でしたので、年度末に向けての仕事を仕上げないといけない時期にこの事件が起きたっていうのは、娘を失ったのも、仕事を止めなきゃならなかったのも非常に辛かったです。とにかく犯罪被害っていうのはなくしていただきたいし、できるのであれば、皆さんちょっとした支援でもいただけたら助かるのではないか、と思います。

講演会後の演奏会は、広島県警察音楽隊の選りすぐりのメンバーで、「少年時代」「ムーンライト・セレナーデ」等を演奏していただきました。

また、広島県警察本部の大塚警務部長がフルートで演奏に参加されました。最後に当センターの温泉川理事のコラボもあり、アンコールの声が上がる等盛況な演奏会となりました。



学生ボランティアの皆さんがあつた手伝ってくれました

講演会会場準備や案内、募金コーナー等、学生ボランティア2名がテキパキと動いて下さいました。とても助かりました。ありがとうございました。今後も、若い人たちに犯罪被害者支援について関心を持つてもらえることを期待しています。

また、講演会会場で募金活動を行いました。多くの方が協力して下さり、たくさんの募金が集まりました。大切に使わせていただきます。ありがとうございました。

募金をされた方には、ボランティアで作っていたいたい、かわいい手作りグッズをお持ち帰りいただきました。



街頭キャンペーンの実施

11月25日から12月1日までの犯罪被害者週間に合わせて、街頭キャンペーンを、11月26日（水）午前7時30分から広島駅2階の南北自由通路において実施しました。広島県、広島県警、広島市をはじめ広島県被害者支援連絡協議会の5団体、学生ボランティアの皆さんのお手伝いもあり、総勢約50名で、通勤・通学の皆さんに啓発用リーフレット等1,000部を配布し、被害者支援の理解と協力を求めました。

キャンペーンには、広島県警のマスコットであるメイプル君も参加してくれました。



令和7年度(4~12月)の支援活動状況

電話相談内容分類▶

支援活動月別件数 ▼

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
電話相談開設日数	25	24	25	26	21	23	24	22	23	213
電話相談件数	25	30	39	47	25	39	74	45	35	359
面接相談件数	3	3	4	4	3	4	5	3	1	30
直接的支援件数	73	48	42	82	42	24	43	52	35	441
弁護士相談件数	3	1	3	2	2	0	3	2	2	18
臨床心理士相談件数	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3

殺人	9
暴行傷害	25
性的被害	52
DV	7
虐待	1
ストーカー	23
交通被害・事故	60
消費者問題	0
財産的被害	22
その他	133
問い合わせ	27
計	359

第15期被害者支援活動員養成講座が修了しました

令和7年11月13日（木）、新たな支援活動員を養成する、第15期被害者支援活動員養成講座が修了しました。

入門編の受講生は13名で、アドバンス編の受講生は7名でした。

アドバンス編受講生6名に対して採用通知書をお届けしました。今後、支援活動の円滑化と底上げになればと期待しています。



共同募金「社会課題解決プロジェクト」への参加

犯罪被害者への支援活動は、ますます重要性を高めていますが、活動を支える経費は、企業・団体・個人の会費や寄付によるところが大であり、安定した財源確保は、当センターの大きな課題でもあります。

その財源確保の一助として、平成23年度から共同募金会と連携して実施している募金活動「社会課題解決プロジェクト」に今年も参加いたします。

この活動には、社会課題の解決のために支援活動を行っている、社会福祉法人・公益社団法人・NPO法人などの非営利活動団体が参加しています。

募金の期間は、令和8年1月1日～3月31日までの3ヶ月間です。

募金活動にご協力いただいた支援金は、犯罪や事故等の被害に遭われた方や、ご家族・ご遺族の支援活動に活用する資金となります。

被害者等を県民皆で支えて行く共助の気運を作るためにも、ご協力をよろしくお願いいたします。



バス・電車及び病院等での広報活動の実施

犯罪被害者週間に合わせてポスターを新しく作成し、自治体やバス協会・トラック協会をはじめ交通事業者及び総合病院等のご協力をいただき、公共施設や県内運行中のバス・電車内にポスターを掲示する広報活動を実施しました。

<ポスター掲示にご協力をいただいた交通事業者・総合病院等> 広島電鉄株式会社（広島市）、広島バス株式会社（広島市）、広島交通株式会社（広島市）、芸陽バス株式会社（東広島市）、株式会社中国バス（福山市）、鞆鉄道株式会社（福山市）、備北交通株式会社（庄原市）、本四バス開発株式会社（尾道市）、中国ジェイアールバス株式会社（広島市）、おのみちバス株式会社（尾道市）、エイチ・ディー西広島株式会社（広島市）、宝塚タクシーグループ（広島市）、県立広島病院（広島市）、広島大学病院（広島市）、広島市民病院（広島市）、国立病院機構呉医療センター（呉市）、JA広島総合病院（廿日市市）、広島赤十字・原爆病院（広島市）、浜脇整形外科病院（広島市）、株式会社広島バスセンター（広島市）、JR広島駅（広島市）<順不同>



広島県犯罪被害者等 支援研修会の開催

広島県から委託を受けて、9月11日（木）に県庁本館6階講堂において「広島県犯罪被害者等支援研修会」を開催しました。この研修は、県・市町・関係機関等における犯罪被害者等支援の関係職員等を対象に、犯罪被害者等が置かれた状況への理解を深め、相談対応に必要な知識・技能等を習得するとともに、犯罪被害者等支援の充実を図ることを目的としたものです。

講師に、元上智大学教授で警察庁犯罪被害者等施策推進会議有識者、公益社団法人被害者支援都民センター理事の伊藤富士江様をお迎えし、「地方公共団体における被害者等支援に求められること～最近の国動きを踏まえて～」と題して講演をいただき、その後、質疑応答・意見交換を行いました。



株式会社サードプレイス様 より寄付をいただきました

昨年に続き、株式会社サードプレイス様（マクドナルド蔵王ゆめタウン店）から、11月15日（土）に福山市で年末交通事故防止県民総ぐるみ運動の一環として開催された交通安全イベント「交通安全ファミリーランド」での募金から多額の寄付を賜りました。

拝受いたしましたご厚志につきましては、犯罪被害者等の被害の早期回復と軽減を図る各種支援活動に活用させていただきます。ありがとうございました。



犯罪被害者支援功労者 栄誉章受章

10月17日（金）に「全国犯罪被害者支援フォーラム2025」が東京で行われ、翌日の全国研修会の席上で表彰が行われました。

広島被害者支援センターからは、長年にわたり多くの事案に携わり犯罪被害者の支援に尽くしたとして、廣田陽子犯罪被害相談員が栄誉章を受章しました。



廿日市市「犯罪被害者等 支援講演会」の開催

廿日市市から委託を受けて、9月24日（水）廿日市市のウッドワンさくらぴあ小ホールにおいて「犯罪被害者等支援講演会」を開催しました。

廿日市市では、令和7年4月1日の「廿日市市犯罪被害者等支援条例」施行に伴い、「被害に遭われた方やそのご家族に耳を傾け、何ができるか」を考えることを目的に開催されました。

第1部では、講師に犯罪被害者ご家族の北口忠様をお迎えし、「犯罪被害者等の置かれた立場」と題して講演をいただき、第2部では、当センター理事で京都産業大学法学部准教授の新恵里様をお迎えし、「犯罪被害者支援～わたしたちにできること～」と題して講演をいただきました。



後藤建設株式会社「信和会」様より寄付をいただきました

例年、当センターの支援活動に対し深いご理解とご賛同をくださっております後藤建設株式会社（広島市南区）「信和会」様から、10月4日（土）に行われたチャリティーゴルフでの募金を寄付していただきました。

拝受いたしましたご厚志につきましては、犯罪被害者等の被害の早期回復と軽減を図る各種支援活動に活用させていただきます。ありがとうございました。

「犯罪被害者支援自動販売機」設置のお願い

被害者支援を呼びかけ、自動販売機の売り上げの一部を被害者支援金として当センターに寄付していただくもので、平成23年から取り組みをはじめています。

当センターの活動にご賛同いただき、またCSR活動の一環として、ご協力いただける企業・団体様を募っております。詳しくは、当センター事務局へお問い合わせください。ご協力をお願いいたします。



ホンデリング（本での支援）のお願い

不要になった本やCD、DVDを寄付して頂くことが、犯罪の被害に遭われた方々への支援活動につながります。これまでにもたくさんの方にご協力頂きました。

詳しくは、当センターのホームページ（「ホンデリングによる支援」）をご覧ください。



地球の気候変動の影響で、年末になんでも暖かく、被害者支援週間の被害者支援講演会も、穏やかな日に実施することができ多くの方が参加しました。

講演会に際しては、小園海斗選手への表彰がありました。控室でお話をした小園選手は、まだ25歳という若さですが、抜群の打撃成績を残し、既に家庭を持ち家族を支えている自信からか物静かで落ち着いた好青年という印象でした。今後も協力いただくとともに、輪を広げていただくことを期待したいと思います。

広島東洋カープの小園選手に感謝状贈呈

被害者支援講演会の冒頭、広島東洋カープの小園海斗選手が、昨年に引き続き、シーズン中の自身の安打数に応じての寄付をしていただきました。

今シーズンの小園選手の活躍はすばらしいもので、首位打者と最高出塁率の2冠を獲得されました。

寄付に対して、山本理事長から感謝状を贈呈いたしました。

小園選手は「来シーズンも頑張り、この寄付を続けていきたい。」と話されました。

拝受いたしましたご厚志につきましては、犯罪被害者等の被害の早期回復と軽減を図る各種支援活動に活用させていただきます。ありがとうございました。



(公認)広島被害者支援センターをサポートしてくださる 賛助会員・寄付を募集しています

広島被害者支援センターは、会員の皆様のご理解とご協力に支えられて運営している団体です。犯罪や交通事故などの被害にあわれた方や家族の方への支援活動を財政面からサポートしてくださる会員を募集しています。

1 賛助会員とは

センターが行う被害者支援活動の意義をご理解いただき、財政面での支援という形で事業に参加していただく会員をいいます。

2 賛助会員の種類と会費

賛助会員(年会費)は、
 個人会員 1口 2,000円
 法人・団体会員 1口 10,000円
 口数に制限はありません。
 その他、寄付も隨時受け付けています。

3 振込み先

銀行をご利用の方
 広島銀行県庁支店 口座番号(普通)300781
 加入者名 公益社団法人 広島被害者支援センター
 理事長 山本 一隆
郵便局をご利用の方
 口座番号 01310-6-57119
 加入者名 公益社団法人 広島被害者支援センター

4 入会していただくと

年2回発行予定の「ニュースレター」とシンポジウムや講演会の案内を送付します。



本誌は、共同募金会の助成を受けて発行しています。